

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成28年12月16日（金）11:24～11:44

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

<自治体>

上原 進 大阪市教育委員会事務局総務部経理担当課長
大西 忠典 大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課主任指導主事
今井 庸一 大阪市経済戦略局立地推進部特区担当課長

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官
坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

1 開会

2 議事 公設民営学校について

3 閉会

○事務局 お時間が押してしまいまして、申し訳ありませんでした。

大阪市から、公設民営学校の条例が通りましたということで御報告いただきまして、今回、その公設民営学校の開校に当たっての募集要項というものを、これから公募をかけるに当たってお持ちいただきましたので、ポイントだけ簡単にでございますけれども、御説明いただいて、八田先生から御指摘いただくことになろうかと思っております。

よろしく願いいたします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくございまして、ありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたします。

○上原課長 まず、本日の案件の取り扱いでございますけれども、こちらについては、事業者選定の方法ですとか基準に関する内容の御説明を行うこととさせていただいておりますので、本ヒアリングの配付資料は非公開の取り扱いでお願いしたいと考えております。

○八田座長 結構です。

○上原課長 前回11月17日のワーキンググループで条例案を御説明させていただいたところでございますけれども、お手元の資料に、今回その条例を受けて内容的なものを補完いたします規則を私どものほうで定めるということで、事務を進めさせていただいておりますので、その概略を簡単に載せさせていただいております。こちらについては、具体の指定の手續等でございますので、詳細な説明は省略させていただきたいと考えております。

次に、資料をおめくりいただきまして、実際の募集要項と仕様書の部分でございます。こちらはこの間、お知恵を頂戴して、色々私どもの仕様書なりを作ってまいりましたので、その主な内容を簡単に挙げさせていただいております。

まず、「①申請資格」でございますけれども、前回のワーキンググループで御説明させていただいた資料の中にも、民活導入の取組ということで、本市が募集するに当たって募集要項を工夫するという御説明をさせていただいておりますけれども、今回なお、公設民営学校の目的である民間知見を最大限活用していくための取組をより効果的に発現するため、複数の法人が連携して新たに次の該当の非営利法人、形の上では非営利法人になるのですが、該当の法人を形成する場合には、参入が可能であるということを今回は募集要項に記載しております。

そういった法人組成のスピード感なども考慮しないといけないということで、私どもが法人選定におけるヒアリングを3月に実施するのですけれども、3月中旬頃に予定いたしますヒアリングの時点において要件を満たしていただければ、応募の段階では組成までは至っていなくても大丈夫ですということで記載させていただいております。

次に、「②選定基準」でございますけれども、ワーキンググループにおいてこの間、御説明させていただいたところでは、現在の公立学校では取り組まれていないような民間の知見が十分に反映された教育活動の実施を高く評価するという御説明申し上げておりまして、実際に私どもの募集要項のほうでは、なお、公設民営学校の目的は民間知見を最大限活用していくものであることから、この目的を達成するために、現在の学校教育では取り組まれていないような民間の知見が十分に反映された教育活動の実施の提案については高く評価しますということで明記させていただいております。

次に、「③選定項目及び配点」でございますが、この中の項目のうち「民間知見を活用した特色ある教育活動」について、ワーキンググループにおいても100点のうち15点という高い配点をしますということで御説明申し上げてきたのですけれども、それはそのまま踏襲をさせていただいております。

最後に、「④校長の資格」でございますけれども、これはワーキンググループでこの間、御説明させていただいております。私どもは、市立の他の学校も公募校長という、民間でマネジメントの経験をお持ちの方を積極的に受け入れるという枠組みを採っておりますので、それに準じた形を採らせていただくということを御説明しておりまして、実際に今回、仕様書においても全く私どもの校長の公募要項と同様の表記をさせていただいております。内容については、記載のとおりでございますけれども、しっかりと民間企業等で管理職の

経験を有すること、またはそれと同等以上の経験を有することを条件で掲げさせていただいております。

3ページでございますけれども、本日もワーキンググループを開催いただいて非常にありがたいのですが、今後の日程感でございます。私どもは、来週12月19日に外部委員によります選定委員会の開催を第1回ということで予定させていただいております。また、同日、募集の内容の詳細などは申しませんけれども、12月13日の市議会の本会議でようやく条例案が通りましたので、それを受けて市として積極的に素晴らしい提案を期待しているといった中身で市長に会見をしていただく運びとなっております。

それを受けまして、私どもは、もし、御承認いただけるのであれば、日程的に12月22日の木曜日から何とか指定管理法人の公募を開始しまして、できる限り公募期間を長く取って、いい提案、素晴らしい法人に出ていただきたいということで考えております。

募集の日程ですけれども、そこから、私どもは次の市議会のタイミングで、事業者の指定議案を、選定が済みましたら速やかにかけていくことが必要でございますので、5月市議会に私どもは指定管理法人の指定議案を何とか上程してまいりたいと考えておりまして、これはもちろん国の特区の様々な区域会議ですとか、手続を経た上での話なのですが、もし、そういった場で計画が御認定いただけるということでしたら、最速で何とか5月に市議会へ事業者の指定議案を上げさせていただくことによりまして、この間、御説明させていただいております、平成31年4月の開校を何とか実現化してまいりたいと考えておる次第でございます。

実際この区域計画の認定希望ということで、4月中旬ということで書かせていただいておりますけれども、これはあくまで実務的にお願いということで書かせていただいているベースでございます。政治日程等々で流動的な部分もあろうかと思っておりますので、私どもは、概ね4月末に市議会のほうに各会派に議案の内容を提示しまして、今年度で申しますと、5月の上旬の市議会の運営委員会というところで市議会に議案として上程をお願いする形になります。

5月の中旬に私どもの教育子ども委員会という常任委員会がございますけれども、そこでの議論がございますので、最終的にはその議論までには何とかこの区域計画についての御認定を賜れたらと考えております。

○藤原審議官 ごめんなさい。区域計画云々ではなくて、今日はこの募集要項の議論なので、それはまたこういう議論が全部済んでからの話になります。

○上原課長 この資料の説明については、以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

まず、これはせつかくやるのだから、従来の公立学校や私立学校でできるものをやったら意味がないというのがポイントで、私立学校に丸投げするなら本当に私立学校でやればいいではないかということです。

だから、一般社団や何かを含めたところが非常に重要であるということが根本にあるわ

けですが、この選定基準の中に、「現在の学校教育で取り組まれていないような民間の知見」という言葉があると思いますが、ここの「現在の学校教育では」というのは、どこまでを含めるのですか。これは公立学校及び学校法人ということによろしいのですか。

○上原課長 私立学校も含めてでございます。学校教育でございます。

○八田座長 そういうことですね。そうすると、各種学校は含まれないと考えてよろしいのですね。例えば、インターナショナルスクールなどは各種学校ですけれども、そこはいっぱい知見を持っていますね。その知見をまさに活用したいわけですね。だから、この学校教育というのは範囲が確定しないから、「公立学校及び学校法人」と言い換えたらどうでしょうか。

○上原課長 基本的に我々が考えておりますのは、学校教育法第1条に定めております学校でございますので、八田先生のおっしゃるとおりです。

○八田座長 そこは1条校にしてもいいし、何か明確化したほうが、各種学校まで含んでしまうような印象を与えるとまずいと思います。それが一つです。

それから、資格なのですけれども、資格が2種類あって、産業やビジネス現場の第一線で活躍中の外国人による指導ということですが、例えば、外国人が日本に帰化したらどうなるのか。それから、日本人で小学校から高校まで全部向こうで過ごしたという人は随分いると思うのです。そういう人をどうするかということがあるから、外国人だけに限定するとまずいのではないか。そういう外国語の実質的なネイティブスピーカーも包含するような仕組みがどこかに要るのではないですか。これが甘過ぎると問題がぐちゃぐちゃになってしまいますから、厳しい基準は要ると思いますけれども、何か要るのではないかと思います。

○上原課長 外国人の教員を私どもは雇用するというのが、既存の法制度のもとでは教諭として雇用ができないということがございまして、例示として挙げさせていただいてるのですけれども、もちろん帰化をされて英語に堪能な方とか、そういった方々を排除するという趣旨では全くございません。

○八田座長 特色として言いたいということですね。

○上原課長 そうです。

○八田座長 それでは、第一線で活躍中の外国人を含むということでもよろしいわけですね。

○上原課長 はい。

○八田座長 分かりました。

それから、先ほど見たところでは、募集要項の例示ですが、例えば、校長で私立学校校長歴が何年とかというものが入っているのですが、これはあくまで例示だからいいのではないかということなのですが、せっかくなら先ほどおっしゃったように、私立学校の募集要項では一般企業の管理職ということも入っているわけですから、それを最初に持ってきてもいいのではないかと思うのです。

○上原課長 すみません。それはあくまで例示として挙げさせていただいてまして、子どもとしては、できるだけそういった民間の営利法人も含むところに入ってきていただいて、そういった法人が学校運営に御不安などをお抱きになる場合などもあると思いますので、排除しておりませんので一応そういう記述にさせていただきました。

○八田座長 だから、私立学校のとときの募集で企業の経験者もいいと書いてあるわけだから、それをまずは最初に持ってきて、それから、この校長というのも別にやっておけばいいと思うのですけれども、これだけだといかにもという感じがします。もちろん私立学校の中に含まれるとお考えなのでしょうけれども、やはりそれは直接あったほうが分かりやすい。

最後に、これは事務局と御相談いただいたほうがいいかもしれませんが、時期がいかに短いような気がするのです。事務局から伺ったところによると、校舎の建設ということがあるということですが、仮校舎でスタートしたっていいのではないかと、建設自体は後でやってもいいのではないかと、私個人的には思っています。こんな大切なことをやるのだから、開校の時期は動かさないし、市長の会見も動かさないけれども、実際の建設は多少動かしてもいいのではないかと思います。全員揃ったところで完全に校舎が完成するというのだっていいのではないのでしょうか。

○上原課長 八田先生におっしゃっていただいていますように、校舎の建設はもちろん開校後に実際はやっていく形になりますけれども、現在、小学校が2校ございますけれども、建設から35年とか経過しておりまして、かなり老朽化をしております。やはり入っていただける事業者の方に立派に運営をしていただいて、生徒募集もしやすいように、一定の美装化ですとか、最低、開校時に必要な校舎の内容は、既存校舎の改修ということもさせていただかないといけませんので、そういった形で申しますと、改修と新校舎の建設、双方の設計を何とか来年度、平成29年度に終えることができれば、平成30年度に実際に手を加えて、平成31年度に開校ということになりますので、日程的には余裕を取っているということではなくて、私どもの設計の予算を、今後、議会の事業者の指定議決を上げるときに一緒に設計の予算などもまたお願いすることになるのですけれども、そこがちょっとずれ込めば、開校のタイミング自体が1年単位でどうしても遅れてしまうということがございます。

○八田座長 それでは、そのこのところの細かい話は事務局と協議いただければと思います。とにかくこれは大切なことなので、あまりに短い期間はどうかと思いますので、工夫の余地があればということですね。

他に何か事務局からありますか。

○藤原審議官 ありがとうございます。

とにかく子どもも募集要項は非常に重要だと思いますけれども、拝見したのは30分前の話です。すみませんけれども、よく見させていただいて、コメントをできるだけ早くさせていただきます。

最低限、今、八田先生が3点ぐらい非常に重要な点をおっしゃいましたので、そこは当然明記をしていただく、あるいは削除いただく、修正いただくところは是非お願いしたいと思います。

1点だけ確認ですが、選定基準については、民間知見が十分反映されたと、従来からの議論を反映した形で書いていただいていると思いますけれども、その延長で考えると、この申請資格のところ①からずらっと順番に書いてございますが、これも先ほどからの色々な例示の話とかと全部同じ議論ですけれども、学校法人からスタートしているというのが大変違和感があると思います。法律の順番がそうではないかと、多分そういうことをおっしゃりたいのだと思いますけれども、仮に申請する方々の提案内容が一緒に、法人格だけ違うとき、例えば、Aという私立学校、Bという社団法人があるときには、どちらを選ぶのでしょうか。法人格の違いとしては、どちらを優先するという意思があるのでしょうか。

○上原課長 それは私どももこの特区の趣旨のとおり、この間、御指導いただいておりますので、もちろん踏まえて民間活力というところで判断してまいりたいと思います

○藤原審議官 一般社団のほうを優先することになる。これは国もそうですし、おそらく市の認識もそうだと思うので、だとすれば、これは順番的に一般社団を先にするとか、要するに、意思が感じられない雰囲気は少なくともこの申請資格の順番などから見てもございます。いきなり申請資格で①が学校法人と言ったら、学校法人の方々のほうが社団法人の方々よりも力が入るのは当たり前なので、例えば、こういうところも少し工夫が必要ではないかと思えます。

○上原課長 すみません。藤原審議官からありがたい御指摘をいただいているのですけれども、私どもも、これは御指摘いただいたとおり、今のところは法律に合わせさせていただいております。

○藤原審議官 法律の運用を我々はやっています。まさにこの募集要項の意味を反映していただいたらいいのではないかと思います。

○八田座長 これは御検討いただきたいということです。

あと、色々な工夫があり得ると思うのだけれども、優先すると明記しなくても、おのずからそういうことが分かるように、これは特別な地位があるのだということはやっていただきたいと思えます。それでは、他にはありますか。

○藤原審議官 特にございません。

○八田座長 大阪市、どうぞ。

○上原課長 私どもは公募要項を御指摘いただいた点を踏まえて、今後、12月22日から何とか公募を開始させていただきたいと考えておりまして、その点については、この場で御了解をいただけるということでよろしいですか。

○八田座長 そこについては、事務局と議論してください。私は、余地があるのかどうかということをも十分説明していただきたいと思えます。短時間では詰め切れないと思えます

から。私が思うには、市長の会見は当然これでやる。開設も平成31年4月。だけれども、仮校舎ということもあり得る。そこら辺の余地が、それは難しいですよという御説明はあると思うけれども、詰めは事務局とお願いいたします。

○上原課長 分かりました。

どうもありがとうございました。

○八田座長 どうもありがとうございました。